

# 現代多国籍企業の技術管理戦略と MNE 理論 (6)

關 智 一

## 目 次

はじめに

第一章 MNE 理論と多国籍企業の技術管理戦略

第一節 企業の多国籍化と「専有可能性の確保」

第二節 MNE 理論と「専有可能性の確保」

第一項 産業組織論アプローチと「専有可能性の確保」

第二項 内部化理論と「専有可能性の確保」

第三節 技術管理戦略理論としての MNE 理論

第二章 MNE 理論にみる多国籍企業の特許戦略

第一節 MNE 理論におけるライセンスングの位置付け

第一項 内部化理論におけるライセンスング選択

第二項 MNE 理論におけるライセンスングの位置付け …… 第49巻第4号所載

第二節 特許権化の実効性—特許権化による「専有可能性の確保」

第三節 MNE 理論における特許権化の位置付け

第一項 産業組織論アプローチにおける特許権化の位置付け

第二項 内部化理論における特許権化の位置付け

第四節 MNE 理論における特許効力否定の背景

第一項 国際特許制度への懸念

第二項 特許制度の“コスト” …… 第50巻第1号所載

第三章 多国籍企業の特許戦略と MNE 理論の新展開

第一節 多国籍企業の企業内技術移転と MNE 理論

第二節 特許戦略の選好ケースと MNE 理論 …… 第50巻第2・3合併号所載

第三節 特許戦略の実態と MNE 理論の限界

第一項 ライセンス協定の実態と MNE 理論の限界

第二項 国際特許出願戦略の実態と MNE 理論の限界

第四節 特許戦略をめぐる MNE 理論の新展開

第一項 ボーターの「技術戦略」理論と特許戦略 …… 第50巻第4号所載

第二項 技術拡散要因の増大化とその背景

第三項 米多国籍企業の特許戦略をめぐる“矛盾” …… 第51巻第1号所載

第四章 現代多国籍企業の技術管理戦略とその進化

第一節 プロ・パテント時代における技術管理戦略

第一項 米国プロ・パテント政策の復活とその歴史的背景

第二項 米国プロ・パテント政策の実態—ヤング・レポートと CAFC  
…………… 本号所載

## 第四章 現代多国籍企業の技術管理戦略とその進化

### 第一節 プロ・パテント時代における技術管理戦略

#### 第一項 米国プロ・パテント政策の復活とその歴史的背景

1970年代後半以降の米国多国籍企業の国際競争力低下は、米国の貿易収支における慢性的な赤字体質を生み出す要因の一つとなっていた。そして、前章までの考察から明らかにされた通り、こうした米国多国籍企業の国際競争力低下を導いた技術優位性の崩壊は、内部市場取引による秘匿戦略から外部市場取引による特許戦略への技術管理戦略の転換にその最大の原因を見出し得ると思われる。

なぜならば、米国多国籍企業の技術優位性の崩壊とは、そのまま日本や西ドイツ（当時）の新興多国籍企業による技術開発力の向上を意味し、そしてこうした新興多国籍企業の技術開発力の向上とは、皮肉にも米国多国籍企業による特許ライセンスの多用・拡大によって実現されたものであったからである。しかし、こうした特許戦略の多用・拡大路線は、もはや米国多国籍企業自身の発展にとっても不可欠なものとなっており、ここから従来までのグローバル特許戦略に代わる新たな技術管理戦略の“進化”が模索されることとなった。

では、こうした技術管理戦略の“進化”の背景にある、1980年代後半以降の米国を支配するプロ・パテント政策とは、一体如何なる政策であったのか。また、同政策下において米国多国籍企業の技術管理戦略は、一体如何なる“進化”を遂げたのであろうか。

そもそも、こうした米国によるプロ・パテント政策の推進は、歴史的には二度目として数えられているという(表29参照)。つまり、南北戦争が終結した1865年から世界恐慌が襲った1930年までを「第一次プロ・パテント時代」と位置付け、ここから1930～1970年代の、いわゆる「第一次プロ・パテント時代」と「第二次プロ・パテント時代」の間を「アンチ・パテント時代」とする考え方が存

表29 米国における特許政策の歴史的変遷

年	米国と世界の特許権をめぐる動き	米国の特許政策
1776年	米国独立宣言	
1788年	特許の条文を盛り込んだ「米国合衆国憲法」を公布。	
1790年	「米国連邦特許法」の制定。	
1859年	リンカーン大統領が、「特許法は天才の火に利益という油を注いだ」と演説。	
1865年	南北戦争終結。戦争機械の発明者を優遇した北軍の勝利。	1865年～1930年 「第一次プロ・ パテント時代」
1883年	特許の国際的な保護を定めた「パリ条約」が締結。	
1925年	GE社など世界の主要電球メーカーが国際電球カルテル（フィーバス・カルテル）を締結。国際的な「パテント・プール」の出現。	
1927年	世界恐慌	
1933年	ルーズベルト大統領が教書演説で、世界恐慌から脱するために「反独占（アンチ・トラスト）」をスローガンとする「ニューディール政策」を発表。同大統領は、GE社等による電球国際カルテルやスタンダード・オイル社の石油国際カルテル、シンガー社のミシン国際カルテルなどを、「パテント・ミスユース（特許の悪用）」として厳しく摘発。	1930年代～ 1970年代 「アンチ・パテ ント時代」
1945年	太平洋戦争終結	
1967年	「世界知的所有権機関（WIPO）」が設立。	
1974年	「通商法301条」が成立。	1980年代～現在 「第二次プロ・ パテント時代」
1980年	著作権法が改正され、コンピュータ・プログラムが著作物になる。	
1982年	「連邦巡回区訴訟裁判所（CAFC）」が設立。	
1985年	大統領顧問委員会が、レーガン大統領に「ヤング・レポート」を提出。 WIPOが第一回専門委員会を開催。 米国通商代表部（USTR）が、不正貿易国として日本を特定し、「スーパー-301条」の適用を検討。	
1986年	GATTウルグアイ・ラウンドにおいて、「知的所有権の貿易関連の側面（TRIPs）」に関する交渉開始。	
1987年	コーニング社と住友電工の光ファイバー特許訴訟で、「均等論」の適用により住友電工の敗訴（和解金約33億円）が決定し、住友電工 USA は米国市場から撤退。	
1988年	国際貿易委員会（ITC）が、米国における特許侵害の実態について声明を発表。 「包括通商競争法」が成立。	
1991年	WIPOが「特許講和条約」の基本案をまとめる。	
1992年	ハネウェル社とミノルタカメラのオートフォーカス特許訴訟で、ミノルタの敗訴（和解金約166億円）が決定。均等論の拡大化と賠償金の巨額化が問題に。	
1993年	「TRIPs 協定」の合意が交わされる。	
1995年	「世界貿易機関（WTO）」が設立。米国、日本、EU など81の国と地域が加盟。	
1998年	「ステート・ストリート銀行事件」によって、米国において初めて「ビジネスモデル特許（ハブ・アンド・スポーク投資システム）」の有効性が認められ、世界的な話題に。	
2000年	「TRIPs 協定」に伴い、ロシアや東欧を含めた市場経済移行国と発展途上国延べ約120カ国に特許制度が施行。 ワシントン連邦地裁がマイクロソフト社の反トラスト法（独占禁止法）違反を認定。米国が特許法を改正し、出願公開制度を一部導入へ。	
2006年	「TRIPs 協定」に伴い、後発発展途上国延べ約48カ国に特許制度が施行予定。	

(出所) 上山明博『プロパテント・ウォーズ—国際特許戦争の舞台裏』（文春新書103）文藝春秋，2000年，203～210頁，各種資料，を参考として筆者作成。

在するのである<sup>1)</sup>。そして、こうしたアンチ・パテント政策の要とは、「アンチ・トラスト (Anti-Trust)」政策の強化、すなわち米国の「独占禁止法 (The Antimonopoly Law)」である「反トラスト法 (Anti-Trust Law)」の強化であった<sup>2)</sup>。

この点の歴史的な経緯に関しては、上山明、ヘンリー・幸田両氏の記述を引用することとしたい。上山氏は、リンカーンからルーズベルトに至るまでの米国の歴史において、1929年の世界恐慌の存在が「第一次プロ・パテント時代」の終焉と「アンチ・パテント時代」の到来を導いたとしている。また、幸田氏も同様に、世界恐慌を契機として米国が特許法の「抑制」と反トラスト法の「強化」に乗り出した点を強調している。そして、本稿での主張との関連からは、両氏ともに世界恐慌を導いた要因の一つに、いわゆる米国多国籍企業によるグローバル特許戦略の多用・拡大 (= 国際特許カルテル, パテント・プール) を挙げている点が注目されよう<sup>3)</sup>。

「アメリカの歴代大統領のなかで、唯一の特許権者であったリンカーン大統領は、アメリカで最初にプロパテント政策をとった。その結果、北軍は勝利に

- 1) 上山明博『プロパテント・ウォーズ—国際特許戦争の舞台裏』(文春新書103) 文藝春秋, 2000年, 104頁。しかし、亀井弘勝氏は、「プロ・パテントという言葉が使用されるようになる前に、アンチパテントという言葉が実際に使用されていたか」と、そのような使用例が実際にあったようには思われない」としている。亀井弘勝稿「日米特許摩擦—何が問題なのか」山川政樹編著『国際特許摩擦と日本の選択』東洋経済新報社, 1994年, 26頁。本稿では、正式な名称としてではなく、米国の特許政策をめぐる歴史的な流れを概観する上での一視角として、アンチ・パテント時代の設定を行うこととしている。
- 2) 詳しくは、塩入明『日米特許摩擦—必要かつ有用な試練』中央経済社, 1993年, 第6章, 富田徹男『市場競争から見た知的所有権』ダイヤモンド社, 1993年, 第6章, 名和小太郎『知的財産権—ハイテクとビジネスに揺れる制度—』日本経済新聞社, 1993年, 第3章第2節, 坂井昭夫『日米ハイテク摩擦と知的所有権』有斐閣, 1994年, 145~146頁, 井上岳史『特許が世界を塗り変える—技術覇権250年の攻防』NTT出版, 1995年, 232~237頁, を参照のこと。また、米国における知的財産権と独占禁止法の関連については、村上政博『アメリカ独占禁止法—シカゴ学派の勝利—』有斐閣, 1987年, 第三章, を参照のこと。
- 3) いずれの引用部分に登場する「プロパテント」及び「プロ・パテント」は、本稿で言うところの「第一次プロ・パテント時代」を意味している。

導かれ、アメリカは産業革命時代を迎えた。ところが、20世紀に入ると、世界経済は大不況に突入する。この世界恐慌に対応するため、各産業界では厳しい価格競争を避ける目的で価格協定が結ばれ、特許を用いたカルテルが形成されていった。これに対して、第32代大統領に就任したフランクリン・ルーズベルトは1933年、教書演説で、世界恐慌から脱するために、反独占（アンチトラスト）をスローガンとするニューディール政策を打ちだすのだった。これによってアメリカは、リンカーン以来の基本政策であったプロパテント政策から、アンチトラスト政策へと180度の方向転換をする。おりしも第二次世界大戦中、各業界で大企業の特許を中心とする国際闇カルテルが形成されていた。これに対してルーズベルト大統領は戦後ただちに、特許の悪用（パテント・ミスユース）を徹底的に断罪。…（中略）…GE社などによる電球国際カルテルのほか、スタンダード石油会社の石油国際カルテル、シンガー社のミシン国際カルテルなど、ルーズベルトは、独占禁止法を武器に、パテント・ミスユースを厳しく摘発したのである。かくしてアメリカは、リンカーンによる特許重視（Pro-patent）時代から、ルーズベルトによる反特許（Anti-patent）時代へと移行。そして戦後、日本はルーズベルト以来のアメリカの自由貿易主義のもとで、経済成長を遂げてきたのである<sup>4)</sup>。」

「アメリカにおける特許権強化（プロ・パテント）の時代は1930年まで続く。では、1930年に何が起きたのだろうか。1929年、株価の暴落をきっかけに世界大恐慌が始まったのだ。時の米国政府は、大恐慌の原因を分析した。種々の経済指標を分析した結果、最大の原因は、大企業による市場の寡占化にあるという結論に達した。特許法は本質的に企業の寡占・独占を許しがちである。このため、恐慌を脱するには特許法を抑制しなければならない。そこで、特許法とは対立関係にある独占禁止法を強化したのである。こうして、米国は1930年を境に、『アンチ・パテント』つまり特許冷遇政策に方向転換した。アンチ・パテントの時代は1970年代の終わりまでの50年間、米国経済を支配する<sup>5)</sup>。」

4) 上山, 前掲書, 文藝春秋, 2000年, 161~162頁。

こうして、世界恐慌を機に強化された反トラスト法の存在によって、1930年代から70年代にかけて米国における特許効力は、著しく弱められていたと考えられている。そして、こうしたアンチ・パテント政策の余波によって、本来、守られるべき米国多国籍企業の特許権さえもその効力を失い始め、ライセンサーとしての米国多国籍企業の立場は急速に弱体化することとなる。

例えば、アンチ・パテント時代の米国では、他社から米国企業がライセンス供与を求められた場合には、これを拒否すれば反トラスト法違反に問われたという（すなわち、ライセンシング強制）<sup>6)</sup>。事実、米国 IBM 社の前身会社は、1908年に英国の BTM 社に対して計算機特許のライセンシングを行っていたが、1949年に米国の反トラスト法違反に問われたことを契機として、あらゆる既存製品と出願中の特許権を BTM 社に無償供与する契約を結ばされている<sup>7)</sup>。

また、幸田氏の引用に登場する、1972年に米国ゼロックス (Xerox) 社が「連邦取引委員会 (Federal Trade Commission : FTC)」より複写機市場の独占を理由に反トラスト違反に問われた事件では、ゼロックス社の保有するゼログラフィック特許を無差別に希望者にライセンス供与しなければならないとする判決が言い渡され、これによって同社の機密情報が競合他社へと流出することとなった。そしてその結果、前述のウェスタン・エレクトロニック社と東京通信工業の事例同様、迂回発明攻勢によってゼロックス社は複写機市場を日本企業に奪われることとなったのである<sup>8)</sup>。

5) ヘンリー・幸田『ビジネスモデル特許』(B&T ブックス) 日刊工業新聞社、2000年、82頁。

6) 振譜真朗稿「新・知的財産ウォッチング—プロ・パテント時代—」『法律文化』Vol. 4, 1999年、56頁。

7) M. Wilkins, (1974), *The Maturing of Multinational Enterprisan Business Abroad from 1914 to 1970*, Harvard University Press, pp.402-403. (江夏健一・米倉昭夫訳『多国籍企業の成熟(下)』ミネルヴァ書房、1978年、185頁)。

8) 名和, 前掲書, 日本経済新聞社, 1993年, 53頁, 亀井, 前掲稿, 山川編著, 前掲書, 東洋経済新報社, 1994年, 26~27頁, K. G. Rivette & Kline, D., (2000), *Rembrandts in the attic : unlocking the hibenb valuo of patents*, Harvard Business School Press, p. 38. (荒川弘熙監修・NTT データ技術開発本部訳『ビジネスモデル特許戦略』NTT 出版, 2000年, 47頁)。

その意味では、アンチ・パテントという、言わばライセンスに絶対的に不利な事業環境の中で米国多国籍企業がグローバル特許戦略を多用・拡大していったことは、まさに MNE 理論の指摘する「知識の消散リスク」を米国多国籍企業自らが進んで受け入れることに他ならないことであった。一気に流出し始めた米国多国籍企業の「知識」を狙って、前述した日本に代表される新興多国籍企業による技術導入戦略は、当然その勢いを一層増していくこととなる。しかしながら、本稿において繰り返して述べている通り、米国多国籍企業にとってこうしたグローバル特許戦略の推進は、何よりも巨額化する R&D 負担等への対応策として、既に後戻りのできない選択肢となっていたのである。

このように、この当時の米国多国籍企業は、特許戦略の多用・拡大路線の継続と「知識の消散リスク」の抑制という、二つの矛盾する難題を抱えていたと考えられている。そして、こうした矛盾を克服するために、米国多国籍企業は米国政府へ働きかけ、米国は再びプロ・パテント時代へと回帰していくこととなるのである。米国多国籍企業の目的は、プロ・パテント政策を推進することによって、特許戦略の多用・拡大路線の継続と「知識の消散リスク」の抑制を同時実現することにあつたと考えられる。つまり、1980年代後半以降の米国多国籍企業による技術管理戦略の“進化”とは、外部市場取引である特許戦略によって「専有可能性の確保」を実現すること、すなわち特許戦略の“強化”を意味していたのである。

## 第二項 米国プロ・パテント政策の実態—ヤング・レポートと CAFC

1979年10月31日、当時の米国カーター大統領は、「アメリカの競争力と起業家精神を高揚させるための独自の政策」という教書を議会に送付した。

その主要な内容とは、次のようなものであつた<sup>9)</sup>。

9) 大森, 前掲書, 集英社, 1992年, 51頁, 長谷川俊明『日米パテント・ウォー』弘文堂, 1993年, 3頁, 守, 前掲書, 新潮社, 1994年, 182~183頁。

- ① 連邦助成研究開発成果の技術移転促進
- ② ベンチャー企業の育成
- ③ 反トラスト法の緩和
- ④ 知的財産権保護強化

そして、この政策を受け継いだレーガン共和党政権下において、米国はより本格的なプロ・パテント政策として、① CAFC の設立 (1982年) と、② ヤング・レポートの発表 (1985年)、を行うのである。すなわち、米国は、この時を境に、約半世紀ぶりにプロ・パテント政策を復活させ、いわゆる「第二次プロ・パテント時代」へと突入していくこととなるのである。

では、このレーガン政権による二つのプロ・パテント政策の実態とは、一体どのようなものであったのだろうか。また、それらの政策と米国多国籍企業の関係とは、一体どのようなものであったのだろうか。

#### (1) ヤング・レポートと包括通商競争力法

1983年6月、当時のレーガン大統領は、1982年に設置していた国内産業の活性化を目的とする先端技術の国際競争力強化のための特別委員会を新たに再編し、「大統領産業競争力委員会 (President's Commission on Industrial Competitiveness)」を設置した。委員長には、米国ヒューレット・パッカード (Hewlett Packard) 社のヤング (J. A. Young) 社長が任命され、委員には、産業界、労働界、政府、学界から代表30名が選出された。

1985年1月、同委員会は、「グローバル競争—新しい現実 (Global Competition — The New Reality)」という報告書を発表する。同報告書は、委員長の名をとって、一般には「ヤング・レポート (Young Report)」と呼ばれることとなる<sup>10)</sup>。

10) 本稿でのヤング・レポートに関する記述については、大森、前掲書、集英社、1992



ヤング・レポートの主要な勧告内容は、以下の通りである<sup>11)</sup>。

- ① 研究・開発の促進および製造技術の向上
- ② 産業界への資金の円滑な投入
- ③ 教育・訓練を通じての人材の育成
- ④ 輸出拡大を目指した通商政策の策定
- ⑤ その他の行動—国家レベルでの起業家精神の高揚と技術革新の推進

つまり、ヤング・レポートでは、当時、先端技術分野で日本や西ドイツに奪われつつあった技術優位の奪回に向けて、米国政府・産業界が一体となって新たな技術革新に取り組む必要性を強く訴えていたのである。しかし、ヤング・レポートの特徴は、こうした米国における技術革新に関する勧告内容によりも、むしろ米国の所有する知的財産権の強化と保護に対する勧告内容にあるとされる。すなわち、ヤング・レポートには、特許権といった知的財産権の保護を強化しなければ米国産業の国際競争力は再生できない、との主張が込められていたと考えられるのである。

そして、ヤング・レポートには、そのために米国が取り組むべき知的財産権政策の内容として、次の三点を強調しているのである<sup>12)</sup>。

- ① 知的財産権の保護により、過去の研究成果を生かして国際競争力をつけること。
- ② コンピュータ・ソフトウェアやバイオ・テクノロジー（生命工学）など

---

年、51～53頁、塩入、前掲書、中央経済社、1993年、5～7頁、富田、前掲書、ダイヤモンド社、1993年、163～166頁、長谷川俊明『日米法務摩擦』中央公論社、1993年、100～102頁、守、前掲書、新潮社、1993年、191～192頁、坂井、前掲書、有斐閣、1994年、132～133頁、井上、前掲書、NTT出版、1995年、226～231頁、上山、前掲書、文藝春秋、2000年、124～131頁、を参考としている。

11) 守、前掲書、新潮社、1993年、191頁。

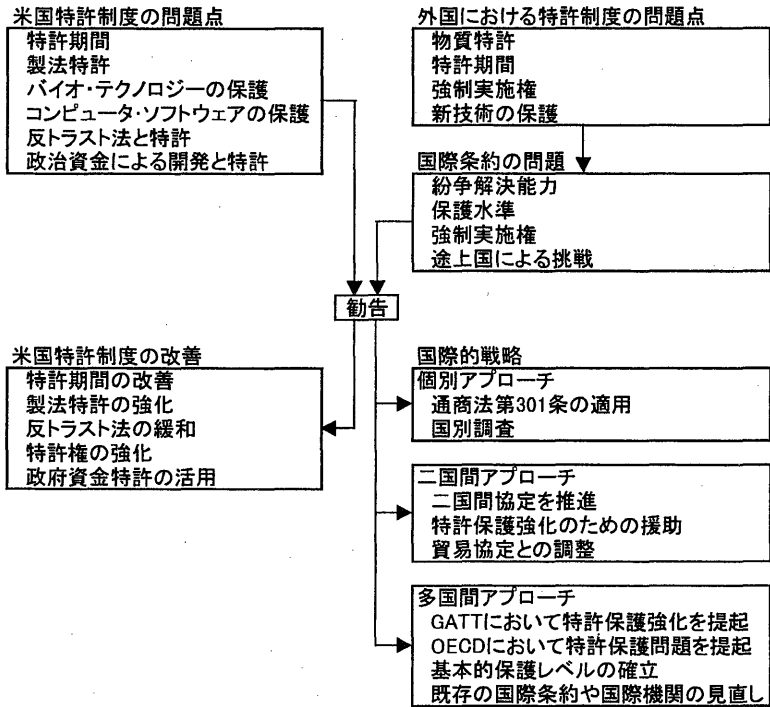
12) 大森、前掲書、集英社、1992年、53頁、守、前掲書、新潮社、1993年、192頁。

の先端技術を十分に保護し、将来の市場を確保すること。

- ③ このために、米国国内の知的財産権関連法を整備し、外国に対しても制度改正を強く迫ること。

こうして、ヤング・レポートは様々な勧告を通じて、21世紀に向けて米国が取り組むべき知的財産政策について明確な指針を打ち出し、国内でのプロ・パテント政策とともに、国外での知的財産権保護に関する外交政策をより一層深化させていくこととなるのである（図4参照）。

図4 ヤング・レポートの勧告内容



(出所) 井上岳史『特許が世界を塗り変える — 技術覇権250年の攻防』

NTT出版、1995年、229頁、に筆者加筆修正。

なかでも注目すべきは、ヤング・レポートの勧告を受けて政府が積極的に取り組むこととなった、米国の知的財産権外交である。ここでは、1988年8月に発効した「包括通商競争力法 (Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988)」について概観することとしたい<sup>13)</sup>。

包括通商競争力法は、既存の米国国内法である、①「通商法301条」、②「関税法337条」、③「製法特許に関する特許法」、を改定したものによって構成されている。本稿では、米国の知的財産権外交にとって重要とされる①と②の内容について、概観することとしたい。

1974年成立の通商法301条では、米国の通商に不利益を与えている外国の貿易障壁、不公正な貿易慣行について調査しその国と協議を行い、必要であれば「米国通商代表部 (United States Trade Representative : USTR)」を通じて「報復措置」や「輸入規制」、「特惠関税適用の廃止」等の対抗措置を採ることを規定している。そして、今回の包括通商競争力法での改正によって、通商法301条は新たに「スペシャル301条」となり、こうして米国は、相手国の知的財産権制度の改革について、より強力な二国間交渉を展開する体制を整えることとなったのである (表30参照)<sup>14)</sup>。

さらに、多国間交渉の場として米国は、これまで以上に「GATT (General Agreement on Tariffs and Trade : 関税および貿易に関する一般協定)」を重視し始め、1986年には GATT のウルグアイ・ラウンドにおいて「知的所有権の貿易関連の側面 (Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights : TRIPs)」を交渉対象に含ませることに成功するのである<sup>15)</sup>。

13) 本稿における米国における国内法制の強化の記述については、大森、前掲書、集英社、1992年、53～61頁、塩入、前掲書、中央経済社、1993年、7～15頁、守、前掲書、新潮社、1993年、193～200頁、中本悟『現代アメリカの通商政策—戦後における通商法の変遷と多国籍企業—』有斐閣、1999年、37～41頁、上山、前掲書、文藝春秋、2000年、131～145頁、を参考としている。

14) 守、前掲書、新潮社、1993年、193～194頁。また、知的財産権以外の品目について、とくに対日市場開放を目的として同じく通商法301条を改正したものが、かの「スーパー301条」である。同上、193頁、長谷川、前掲書、弘文堂、1993年、8～9頁。また、詳しくは、中本、前掲書、有斐閣、1999年、40～41頁、を参照のこと。

表30 米国の交渉成果

年 度	米 国 の 交 渉 成 果
(1) 1989年 サウジアラビア インドネシア コロンビア	(包括通商競争力法制定の翌年) 著作権法改正 特許法制定, 米国と著作権協定締結 ソフトウェアの保護開始
(2) 1990年 日本 ドイツ マレーシア チリ ユーゴスラビア ポーランド	不正競争防止法改正 知的財産権侵害への罰則強化 著作権法改正・ベルヌ条約加盟 ソフトウェアの保護開始 特許法改正 米国と知的財産権の保護に関する協定締結
(3) 1991年 中国 EC 韓国 シンガポール メキシコ・チリ ルーマニア・ブルガリア	著作権法施行 ソフトウェアの保護に関する指令 企業秘密保護法立法 商標法改正 特許法改正・著作権法改正 米国と知的財産権の保護に関する協定締結
(4) 1992年 日本 中国 台湾 タイ ニュージーランド 南アフリカ ブラジル・ペルー パキスタン ロシア ポーランド	サービスマーク(役務商標)の登録開始 米国と知的財産権の保護に関する協定締結・ベルヌ条約加盟 著作権法改正・企業秘密の保護開始 特許法改正・商標法改正・米国と知的財産権協定締結 医薬品の強制ライセンス廃止 著作権法改正・ソフトウェアを保護 知的財産権の保護を強化 著作権法改正 新特許法・半導体レイアウト法・ソフトウェア保護法 特許法改正

(出所) 塩入明『日米特許摩擦—必要かつ有用な試練』中央経済社, 1993年, 12~13頁, に筆者一部加筆修正。

- 15) 守, 前掲書, 新潮社, 1993年, 194頁。また, 米国がWIPOよりも知的財産権問題とは基本的に関連の薄いGATTを交渉の場として重視した背景としては, ① GATTでは米国の交渉力がものをいい, ② GATTでは先進国の主張が通りやすい, からであるという。詳しくは, 塩入, 前掲書, 中央経済社, 1993年, 9~10頁, を参照のこと。

発展途上国を含む108の交渉参加国による TRIPs 交渉の包括合意案である「ドンケル・テキスト（または、ドンケル・ペーパー）」の特徴は、次の三点にまとめられる<sup>16)</sup>。

- ① 特許，意匠，商標，地理的表示，半導体チップ・レイアウト，トレード・シークレット，著作権などの知的財産権全般の保護を包括的に対象とする。
- ② 各国の法律の実体面だけでなく，執行（エンフォースメント）のための司法・行政手続について，詳細な規定を置いている。
- ③ 参加国の間で紛争が生じたときに協議し，あるいは合意違反についてはその改善を勧告し得るような紛争処理手続が設けられた。この手続においては，勧告に従わない国の国民の有する知的財産権の保護を制限する，あるいは違反国からの輸入を制限するといった制裁措置を採ることもできる。

次に，関税法337条の改正について見ていくこととしたい。

関税法337条とは，本来，米国内産業に深刻な被害を与えることや，米国内における商取引を抑制したり独占したりするような，言わば「不公正貿易慣行」を全般的に禁じることを目的とした条項であった。そして，同条項は，やはり外国との知的財産権問題に関して，とくに特許侵害紛争に関連して用いられる機会が多かったとされる。

具体的には，米国特許を違法に侵害した外国製品が輸入される場合には輸入禁止令によってそれを阻止したり，既に米国内に輸入され販売されていた場合には販売禁止令によって阻止したりすることが行われていた<sup>17)</sup>。管轄機関は，「ITC (International Trade Commission : 国際貿易委員会)」である。

16) 長谷川，前掲書，中央公論社，1993年，49～50頁，長谷川，前掲書，弘文堂，1993年，46～47頁。

17) 守，前掲書，新潮社，1993年，197頁。また，坂井，前掲書，有斐閣，1994年，154～156頁，も参照のこと。

1988年の包括通商競争力法の登場によって、通商法301条同様に関税法337条も改正がなされ、とくに米国の企業や個人が外国企業による特許権侵害をITCに提訴し易くなったとされる<sup>18)</sup>。

例えば、改正前のITCへの提訴要件としては、次の三つの条件が必要とされていたという<sup>19)</sup>。

- ① 米国内に調査対象品目にかかわる産業が存在すること、または、成立しつつあること。
- ② 国内産業が効率的かつ経済的に運営されていること。
- ③ 不正な行為がなされた結果、国内産業を破壊し、もしくは、これに実質的な被害を及ぼしていること、または米国における取引を制限もしくは独占すること。

そして、改正後には、その条件は次のように変化している。

- ①は、まだ企業が実際に存在せず投資だけの準備であっても、「産業が存在する」と認められるようになった。
- ②は、完全に排除された。
- ③は、改正後、実際にどれだけ損をしたかという「産業被害要件」の実証義務が削除された。

また、この他にも改正によって、仮の救済命令の発動が早くなったこと（＝7ヶ月から90日以内へ）や、ITCの決定に承認を与える機関が変更されたこと（＝大統領からUSTRへ）なども、米国の企業・個人が外国企業による特許侵害への対抗措置を迅速かつ強力に推し進めることを可能としたとされ

18) この点に関するより詳しい経緯については、尾崎、前掲書、発明協会、1989年、Ⅲ～Ⅵ、を参照のこと。

19) 守、前掲書、新潮社、1993年、198～199頁。

る<sup>20)</sup>。

以上、ヤング・レポート及び包括通商競争力法の実態について概観してみた。そして、ここから我々が理解し得ることは、これらの新たな勧告や国内法の成立が企図したものが、実質的に米国多国籍企業の所有する特許権の実効性を高め、さらにはその世界的な保護を世界各国に義務付けること、すなわち「専有可能性の確保」の実現手段としての特許戦略の“強化”であった、ということである<sup>21)</sup>。そして、こうした米国におけるプロ・パテント政策（とくに知的財産権外交）の推進に向けて、米国多国籍企業自身も様々な取り組みやロビー活動を行っていたのである。

例えば、米国の知的財産権外交の圧力団体としては、これまでも「米国半導体工業会（The Semiconductor Industry Association：SAI）<sup>22)</sup>」や「電子事務機工業会（The Computer and Business Equipment Manufacture Association：CBEMA）」といった産業団体が存在していたが、新たに業界横断的組織として「ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（Business Software Alliance：BSA）<sup>23)</sup>」や「米国知的所有権委員会（Intellectual Property Committee：IPC）」が加わることとなった（図5参照）。

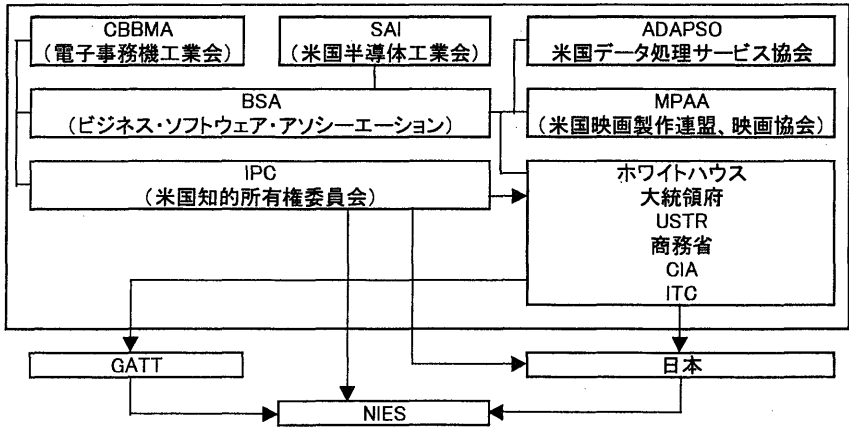
20) 同上，199頁。

21) また、こうしたグローバル特許戦略の再強化の先に、輸出拡大による貿易赤字解消という大きな目的が存在することも忘れてはならないであろう。「……1980年代後半になると、レーガン政権の『新通商政策』により政府自らが USTR に外国の不正貿易を提訴したり、1988年包括通商・競争力法のスーパー301条では、USTR に義務づけられた不正貿易調査に基づいて政府は相手国政府との2国間交渉を行い、不正な貿易行為、政策、慣行の除去のための協定締結と輸出拡大の結果を追求する（または、協定が不首尾に終わった場合には、相手国への制裁措置を実施する）ようになった。この時期には、国際競争力が強い畜産物、農産物、金融・保険などのサービス、あるいは知的財産権の分野で、301条、スーパー301条、スペシャル301条を使って外国の市場開放を企図する民間企業の輸出拡大戦略があった。」中本，前掲書，有斐閣，1999年，219頁。

22) ヘンリー・幸田氏によれば、こうした圧力団体の中でも、とくに米国半導体業界のロビイスト・グループによるロビー活動が際立っていたとしている。幸田，前掲書，日刊工業新聞社，2000年，86頁。

23) BSA の具体的な活動に関しては、URL <http://www.bsa.or.jpndex.htm>，を参照のこと。

図5 米国知的財産権外交のパワーストラクチャー



(出所) 下田博次稿「米国・知的権利交渉のパワーストラクチャー」下田博次『知的所有権の恐怖—日米知あげ戦略—』につかん書房，1992年，188頁，に筆者一部修正。

そして、こうした BSA や IPC の構成メンバーとしてその委員会を組織しているのは、やはり米国多国籍企業群なのである。BSA には、アップル・コンピュータ (Apple Computer) 社，ロータス (Lotus) 社，マイクロソフト (Microsoft) 社といった多国籍企業としての一面も持つ米国大手ソフト・メーカーが参加し，IPC には IBM 社，GM 社，ヒューレット・パッカード社，デュポン (Du Pont) 社，CBS 社といった，米国を代表する名立たる多国籍企業群が参加しているとされる<sup>24)</sup>。

その意味では，1980年代後半以降の米国におけるプロ・パテント政策推進の真の立役者とは，やはり米国多国籍企業自身であった，と言えるであろう。

24) 下田博次稿「米国・知的権利交渉のパワーストラクチャー」下田，前掲書，につかん書房，1992年，187～197頁。



## (2) CAFC と均等論

前述の通り、CAFC 設立以前の米国では、巡回区ごとの「連邦控訴裁判所」が特許紛争（すなわち、「有効か無効か」あるいは「侵害か非侵害か」）の二審判決に関してそれぞれ異なる判決を下していたとされる<sup>25)</sup>。そして、その判決内容は、当時のアンチ・パテント政策の影響によって、一様にライセンサー側に不利なものとなっていたという。つまり、かつて米国がアンチ・パテント時代にあった際には、特許侵害訴訟においてもライセンサー側の勝率が極めて低く、特許制度そのものが有名無実化していた、と考えられるのである<sup>26)</sup>。

例えば、村上政博氏の調査によると、1953～80年までの米国における巡回控訴裁判所段階での「特許無効化率（＝判決で特許が無効であると決定される確率）」は約60%にも達し、しかも巡回控訴裁判所ごとに約40%から約80%までの差異が生じていたことが明らかにされている（表31・32参照）。そして、こうした高い無効化率によって、まさに当時の米国特許商標庁の出願審査能力への信頼及びその権威が著しく低下していた、と考えられるのである<sup>27)</sup>。

- 
- 25) CAFC に関しては、本稿第二章・第四節・第二項・(2)、を参照のこと。また、本稿での CAFC に関する記述については、大森、前掲書、集英社、1992年、63～65頁、塩入、前掲書、中央経済社、1993年、第6章、富田、前掲書、ダイヤモンド社、1993年、155～158頁、長谷川、前掲書、中央公論社、1993年、100～102頁、長谷川、前掲書、弘文堂、1993年、70～73頁、守、前掲書、新潮社、1993年、182～190頁、坂井、前掲書、有斐閣、1994年、61～62頁、を参考としている。
- 26) 内部化理論に代表される伝統的な MNE 理論が構築された1970年代当時も、やはり米国における特許無効化率は非常に高かったと考えられ得る。とすれば、本稿において指摘した内部化理論論者による「国際特許制度への懸念」の根本には、こうした米国のアンチ・パテント時代に培われた強い特許効力への不信感がその背景に存在していたことを、ここに再確認することとしたい。この点に関しては、本稿第二章・第四節・第一項、を参照のこと。つまり、こうした特許効力への根深い不信感から、内部化理論論者は当時進展しつつあった国際特許制度確立に向けた動きを積極的に評価し得ず「黙殺」し、結果として外国市場参入方式の選択肢からライセンスを排除していった、と考えられるということである。また、この点に関しては、別稿において詳しく論じることとしたい。
- 27) 村上、前掲書、弘文堂、1998年、26～27頁。また、この点に関しては、守、前掲書、新潮社、1994年、186～188頁、を参考とした。

表31 特許侵害訴訟判決特許無効化率（巡回控訴裁判所）1973-1980

巡回地区	事件数	侵害認定 件数・率		非侵害認定 件数・率		無効認定 件数・率		特許有効無効を 認定せず 非侵 害認定件数・率	
1	19	5	26%	0		14	74%	0	
2	36	7	19%	3	8%	22	61%	4	11%
3	25	5	20%	1	4%	19	76%	0	
4	30	6	20%	2	7%	16	53%	6	20%
5	41	13	32%	3	7%	18	44%	7	17%
6	48	12	25%	6	13%	27	56%	3	8%
7	92	20	22%	7	6%	63	68%	2	2%
8	10	3	30%	0		6	60%	1	10%
9	68	13	19%	3	4%	52	76%	0	
10	19	9	47%	1	5%	9	47%	0	
D.C.	6	0		0		5	83%	1	17%
総計	394	93	24%	26	7%	251	64%	24	6%

（出所）村上，前掲書，弘文堂，1998年，26頁。

表32 特許侵害訴訟判決特許無効化率（巡回控訴裁判所）1953-1977

巡回地区	特許数 合計	有 効				非 侵 害 (有効性判定なし)		無 効	
		侵 害		非 侵 害					
		数	%	数	%	数	%	数	%
1	81	18	22.2	3	3.7	10	12.4	50	61.7
2	149	20	13.4	5	3.4	13	8.7	111	74.5
3	113	19	16.8	3	2.7	2	1.8	89	78.7
4	121	33	27.3	4	3.3	17	14.0	67	55.4
5	178	64	35.9	12	6.8	18	10.1	84	47.2
6	176	48	27.3	11	6.3	13	7.4	104	59.0
7	284	102	36.0	18	6.3	18	6.3	146	51.4
8	58	5	8.6	1	1.7	4	6.9	48	82.8
9	227	51	22.5	5	2.2	25	11.0	146	64.3
10	52	30	57.7	1	1.9	0	0.0	21	40.4
D.C.	8	1	12.5	0	0.0	2	25.0	5	62.5
総計	1,447	391	27.0	63	4.4	122	8.4	871	60.2

（出所）同上，27頁。

しかし、CAFC の設立によって、二審の連邦控訴裁判所における特許裁判は、CAFC への窓口一本化によって判例の統一化が実現されることとなった。つまり、それまで巡回区ごとに開きのあった無効化率の問題が是正されたのである。そして、何よりも重要な変化として、プロ・パテント政策の影響によって、CAFC の無効化率が30~40%に低下していったことが挙げられよう。つまり、特許侵害訴訟において、今度は一転してライセンサー側に有利な判決が多く下されるようになったのである。1980年代後半には、ライセンサーの勝訴率は80%となったという<sup>28)</sup>。そして、こうしたライセンサー側有利の判決傾向は、CAFC において「均等論 (doctrine of equivalents)」の概念が積極的に導入されたことに因るものであった<sup>29)</sup>。

かつての米国における特許侵害訴訟では、ライセンサー側の特許権の範囲からしてその文言上の一字一句において抵触している事実が認められなければ、明らかに特許侵害による模倣であっても侵害行為にあたらぬとする法理論が一般的に適用されていたという。つまり、特許権によって保護される対象の範囲が極めて狭く解釈されていたのである。ところが、均等論の採用によって状況は一変し、今度は特許権の保護対象の範囲が極めて広く解釈されるようになったというのである。均等論では、「ある発明がそれを侵害したとされる発明とが、実質的に同一の方法で同一の機能を果たし、同一の結果を得る場合には、両者を均等なもの<sup>30)</sup>」として、こうしたケースを特許侵害と認定することとなったのである。

---

28) P. Dwyer, L. Jereski, Z. Schiller and Dinah, L. (1989), "The Battle Raging Over "Intellectual Property": Patents, copyrights, and trademarks are potent competitive weapons," *Business Week*, May, 22, p.81. この点に関しては、坂井, 前掲書, 有斐閣, 1994年, 145頁, を参考とした。

29) この点に関しては、長谷川, 前掲書, 中央公論社, 1993年, 100~102頁, 守, 前掲書, 新潮社, 1993年, 182~190頁, 坂井, 前掲書, 有斐閣, 1994年, 61頁, 幸田全弘稿「アメリカの特許事情の特殊性」山川編著, 前掲書, 東洋経済新報社, 1994年, 53~54頁, を参考とした。

30) 長谷川, 前掲書, 中央公論社, 1993年, 102頁。

そして、こうした法的な裏付けを得たことにより、米国多国籍企業は自らの技術管理戦略の選択肢に、新たに「法務戦略 (Judicial Affair Strategy)」を加えることとなったのである。すなわち、米国における特許侵害訴訟においては、基本特許を多く所有する米国多国籍企業の勝訴率が格段に高まったため、ここからそれらの基本特許を周知の技術として無断で使用している競合他社を積極的に特許侵害として訴え、その成果として莫大な賠償金・和解金もしくは米国市場からの全面撤退という成果を勝ち取り、このことを持って「専有可能性の確保」の実現と換えるという、全く新たな技術管理戦略が模索され始めたのである<sup>31)</sup>。これこそが、米国多国籍企業による特許戦略の“強化”の正体である。

「均等論が特許権者に有利なのは、特許を侵害しているとされる製品が、特許の改良技術を含んでいても、その技術の基本思想が同じであれば侵害が認められる点にある。基本的アイデアにおいて先行しているアメリカ企業にとっては、特に都合がよいことになる<sup>32)</sup>。」

そして、こうした米国多国籍企業による法務戦略のターゲットとして選ばれたのが、米国产の基本特許を改良・応用することで技術発展を成し遂げた日本やアジアの企業群であった。とくに、1980年代後半以降、米国で発展しつつあったソフトウェア産業において、そのソフト技術の「専有可能性の確保」の視点から前述のIBM社に代表される米国ハイテク多国籍企業は、特許侵害訴訟を中心とした法務戦略を先鋭化させていた。米国に始まったプロ・パテント政策は、主に日本企業をターゲットにその攻撃的な側面を次第に明らかなものとしていくこととなる。

こうして、日米特許侵害紛争がその幕を開けたのである。

(未完)

31) また、坂井昭夫氏はこうした法務戦略について、「マルチプル・リーガル・ハラースメント (Multiple Regal Harassment : 多角的な法的いやがらせ)」と呼んでいる。坂井, 前掲書, 有斐閣, 1994年, 67頁。

32) 長谷川, 前掲書, 弘文堂, 1993年, 54~55頁。